

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年1月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	石井町
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 独自利用事務の対象者	当該申請を行う者又はその者の配偶者若しくは扶養義務者、当該申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和6年12月16日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	19
10. 保護評価書の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.dpc.go.jp/mynumber/evaluation/search/?search=1&KK_type=z&KK_no=%E7%9F%B3%E4%BA%95%E7%94%BA&ev_name=%E5%9C%80%E5%9F%9C%E7%04%0E&KK_type=2&KK_no=%E4%BD%A0%E4%BD%A0&ev_name=2&ev_type=2&ev_type=2
12. 委任関係	

執行機関名 石井町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(移動支援事業)
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	144	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		石井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1の4の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(移動支援事業)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	石井町移動支援事業個別支援型実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのつとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増	第1条 この要綱は、屋外での移動に困難な(障がい者等)について、外出のための支援を行うことにより、(地域での自立生活及び社会参加を促し、生活圏の拡大を図る)ための移動支援事業(以下「移動支援」という。)の実施に伴う必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		石井町移動支援事業個別支援型実施要綱(平成18年10月1日告示)